

1 応募資格

次のすべての要件を満たす方

- (1) 保育士の登録を受けていること、又は令和8年3月までに登録される見込みであること
(神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。)
- (2) 地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。

2 職務内容・勤務条件等

(1) 職務内容

- ① 保育業務
- ② その他保育園運営に必要な業務
- ③ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(2) 勤務条件

勤務場所	① 左近山保育園（旭区左近山1997） ② ひかりが丘保育園（旭区上白根町795） ※勤務場所は、①又は②のうち希望する保育園
勤務日	ローテーション制による月～土曜日のうち週5日勤務（週30時間勤務） 休日、1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日を除く
勤務時間	次の各勤務時間のローテーション <ul style="list-style-type: none">・ 6:50～13:50・ 7:00～14:00・ 7:20～14:20・ 7:30～14:30・ 7:45～14:45・ 8:00～15:00・ 8:30～15:30・ 9:00～16:00・ 10:30～17:30・ 11:00～18:00・ 11:30～18:30・ 11:40～18:40・ 12:00～19:00・ 12:10～19:10 ※休憩時間（1時間）を含む。
給与	月額220,300円 ※令和7年度実績（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。） 期末手当、勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給
休暇	年次休暇、夏季休暇等
社会保険	健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大4回))

3 募集期間

令和8年1月19日(月)から1月26日(月)まで

4 募集人員

(1) 左近山保育園 2名

(2) ひかりが丘保育園 1名

5 応募方法

次の必要書類を、旭区こども家庭支援課に提出してください。

(郵送可。確実な郵送のため、「配達記録郵便」又は「簡易書留」扱いにしてください。受付は1月26日(月)必着。持参の場合は同日17時00分まで)

提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 会計年度任用職員申込書(第1号様式)

(2) 保育士証の写し

(令和8年3月までに保育士登録見込みの方については、登録後に提出してください。

なお、選考に合格しても、保育士登録ができなかった場合には採用することができません。登録できなかったことが採用後に判明した場合には、採用を取り消します。)

(3) 小論文

6 選考方法等

(1) 一次選考: 小論文(応募時に提出してください)

(令和8年2月2日(月)以降 結果通知予定)

(2) 二次選考: 面接【令和8年2月9日(月)から13日(金)までの間の指定日に実施予定】

(令和8年2月23日(月)結果通知予定)

(3) 健康診断 採用後に健康診断を受診していただきます。

(日程は別途連絡)

7 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

8 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

9 その他

- (1) 令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。
- (2) 任用にあたっては、児童福祉法第18条の36第3項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第1項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。

10 申込・問合せ先

旭区こども家庭支援課

電話 045-954-6151